



2024年4月23日

各 位

会 社 名 株式会社 GENDA  
代 表 者 名 代表取締役社長 申 真衣  
(コード番号：9166 東証グロース市場)  
問 合 せ 先 取締役 CFO 渡邊 太樹  
(TEL 03-6281-4781)

### 議決権行使会社 ISS の反対推奨に対する当社見解に関するお知らせ

2024年4月26日開催予定の第6回定時株主総会に付議する「第1号議案 定款一部変更の件」のうち、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の実施に関する当社定款第12条の新設（以下「本1号議案」）について、及び「第2号議案 取締役7名選任の件」（以下「本2号議案」）のうち、代表取締役会長である片岡 尚及び代表取締役社長申 真衣の選任（以下「本2号議案（代表取締役）」）について、議決権行使助言会社の Institutional Shareholder Services Inc.（以下「ISS」）が反対行使を推奨している旨の事実を確認いたしました。

本1号議案及び本2号議案に関する当社の考え方等は、招集ご通知記載のとおりですが、改めて当社の見解を下記のとおり補足説明させていただきます。株主の皆様におかれましては、議決権の行使にあたりご一読のうえ、本選任議案への議決権行使を慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

#### 1. ISS の反対理由

##### (1) 本1号議案

提案された本1号議案の文言では、会社がバーチャルのみの株主総会を実施することを認めており、どのような状況下でそれを求めるかは示されていない。バーチャル会議は、株主が物理的に出席する権利を奪うため、株主が取締役に説明責任を問う能力に影響を与え、取締役、経営陣、株主間の有意義な意見交換を妨げる可能性がある。そのため、ISS は、バーチャルオンリー株主総会の開催を感染症拡大や天災地変の発生に限定しない場合には、原則として反対票を投じるよう勧告する。

(2) 本2号議案（代表取締役）

ISSは、以下の2つの基準（以下「ISS基準」）の両方を満たすことを企業に求めている。

- ・株主総会後の取締役会には、少なくとも2名の社外取締役が含まれる
- ・株主総会後の取締役の少なくとも3分の1は社外取締役とする

監査役会設置会社では指名委員会は法的に義務付けられていないため、代表取締役は主要な取締役指名決定者として取締役会の構成に責任を負うことから、この2つの基準のどちらかが満たされない場合、ISSはその企業の代表取締役の選任議案に反対票を投じるよう勧告する。

2. 当社の見解

(1) 本1号議案

本1号議案は、以下のとおり、今後の有事への備え及び機動的に株主総会を運営できるようにするための変更であり、株主の皆様との対話を行う手段の拡充を目的としたものであり、仮にバーチャルオンリー株主総会の開催する場合であっても、感染症拡大や天災地変の発生したときに限定して運用する想定のため、株主の皆様のご権利を制限するものではなく、また、会社の恣意的な運営を許容するものでもありません。

当社は、今後の不測の事態に備え、株主総会の開催方式の選択肢を拡充しておくことが、株主の皆様のご利益にも資するものと考えております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大は一定の収束目途がつかいましたが、日本においては大規模な地震や台風、水害などの災害リスクが常に潜在しております。当社は、そのようなリスクが顕在化した場合においても、可能な限り株主の皆様と対話できる場を設ける方策のひとつとして、株主総会を開催できる手段を拡充しておくことは、企業のリスクマネジメントの観点からも重要であると考えております。

また、ハイブリッド出席型株主総会（会場出席とバーチャル出席を併用した株主総会）又はバーチャルオンリー株主総会であっても、会社法の原則どおり株主の皆様からの質問、動議、議決権行使を受け付ける必要があります。バーチャルオンリー株主総会は、株主の皆様のご権利を制限するものではございません。バーチャルでの株主総会の出席を可能とすることは、移動にかかる時間・費用など、会場に足を運びにくい株主様のご物理的な制約を取り除くことができ、より多くの株主様に株主総会にご出席いただける機会を提供することが可能となり、ひいては当社と株主の皆様との有意義な対話を促進し、今後の企業価値向上に向けた事業活動に反映させていくことを可能とするものと考えております。

加えて、本1号議案を承認可決いただいた場合であっても、今後バーチャルオンリー株主総会を開催する場合には、株主の皆様のご利益確保に配慮し、かつ、経済産

業省令・法務省令等の法令・ガイドラインに従って実施いたしますので、当社の恣意性が許容されるようなものではありません。

そのため、株主総会への出席方法の選択肢を拡充することは株主の皆さまの利益に資するものと考えており、また、本1号議案どおり承認可決いただいたとしてもバーチャルオンリー株主総会の開催は、感染症拡大や天災地変の発生に限定し、株主総会における有意義な意見交換を妨げとなることにはならないことから、本議案を株主の皆さまにお諮りするものです。株主の皆様におかれましては、当社の上記見解等をご勘案いただき、本選任議案への議決権行使を慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

(2) 本2号議案（代表取締役）

当社は、業種・規模・事業特性・機関設計・当社をとりまく環境等を総合的に勘案し、本2号議案により、2名の独立社外取締役を選任いただくことにより、十分な人数の独立社外取締役を確保でき、上場区分がグロース市場である当社において、コーポレートガバナンス・コード(原則4-8)を充足すると考えております。

また、今後も、当社取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び株主の皆様をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場をふまえ、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定が可能となる当社取締役会の構成を検討してまいります。

したがいまして、株主の皆様におかれましては、当社の上記見解等をご勘案いただき、本選任議案への議決権行使を慎重にご検討いただきますようお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、上記の当社見解をご考慮のうえ、議決権行使判断のご検討をよろしくようお願い申し上げます。

以上